

# 構造改革特別区域計画

## 1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岡山県 御津郡 御津町

## 2. 構造改革特別区域の名称

御津町教育特区

## 3. 構造改革特別区域の範囲

岡山県 御津郡 御津町の全域

## 4. 構造改革特別区域の特性

岡山県御津町は、かつては教育に熱心な地域として知られ、教育先進地といわれていたが、昨今では少子化による小中学校の統合（近年小学校4校を3校に統合，中学校は既に町内に1校にしている）や県立高校の統合計画（近隣3町に各1校ある県立高校を3校で1校にすることを内定している）などで教育環境の整った地域への転出など教育の低迷化が心配されている。また過疎化傾向で、労働者の確保が困難であることなどから新規の産業立地などが少ない。

地域の振興や経済の活性化のためには、教育環境の改善，地域を担う人材の育成，経済の停滞から刺激活性化への方策が是非とも必要な状況である。

また、町内から他地域へ進学・就職する若者の中には 国内の都市部への進学・就職のみならず、海外を視野に入れている若者も少なくない。しかし現状では 町内で外国人と接触したり、外国語を習得する機会は極めて少ないといえる。

このような状況を考慮すると、地域経済活性化の中心課題の一つとして 高度な教育を実施しての教育的刺激，有能な人材の育成・確保を核とした地域経済の振興活性化，外国語教育とその能力伸長による国際社会に生きる人材の育成などを旨せる中等教育機関が必要となっている。

そこでこうした課題に対応するため、学校設置会社による私立中学校を誘致し、公立校との共存の中での教育的刺激や住民の選択肢の多様化、また廃校の活用をすることで、過疎に悩む地域の振興や活性化に繋げるものである。

## 5. 構造改革特別区域計画の意義

御津町のめざす教育特区としての取り組みと成果は、過疎化が進行し、産業立地も困難な地域において

教育の充実による定住の促進（外国も含め地域内外で活躍する人材を輩出する地域という評価を高めることで定住・転入が期待される。）

人材の育成・確保による地域活性化(積極性,能力を持った優秀な人的資源により、地域活動の企画・推進による活性化、新たな産業の誘致が期待される。)など、教育を核とした地域活性化が進められる。

これは他の過疎地域のみならず、地域活動の停滞に悩む全国各地の取り組みのモデルとなるものである。

## 6. 構造改革特別区域計画の目標

教育環境の整った地域への転出，過疎化傾向で労働者の確保が困難であるという状況から、御津町では「教育を核とした地域の活性化」を図ることとし、そのため、新たに学校を設置して「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」および関連事業を実

施するものである。

また、学校の設置主体に関しては、「学校設置会社による学校設置事業（816）」および「校地校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業（820）」の特例を適用し、地域経済活性化の中心課題の一つとしての高度な教育を実施しての教育的刺激、有能な人材の育成・確保を核とした地域経済の振興活性化、外国語教育とその能力伸長による国際社会に生きる人材の育成などを目指せる学校を設置し、地域に寄与貢献するものである。

構造改革特別区域研究開発学校設置事業では、国内外の社会で活躍できる人材として、自己の意見を的確に表現し、また他人の意見を聴き理解する能力、高水準の知的能力を持った人材の育成、日本語のみならず英語でもコミュニケーションのとれる能力を目標に置いている。

そこでこの目標を実現するため、この計画では、「構造改革特別区域研究開発学校設置事業（802）」「学校設置会社による学校設置事業(816)」「校地校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業（820）」制度を活用し、町の協力によって町内に株式会社立の中学校・高等学校を設立し、上記3点を中心に置いた先進的な教育環境を構築する。

そのため、生徒の身体的あるいは心理的発育や脳の発達状況の変化に対応し、在学期間中の計画的・継続的な学習を通して、生徒一人ひとりの能力や可能性を充分引き出すとともに豊かな人間性や創造力を育成したい。

計画の目標達成のためには、文部科学省の「学習指導要領」に準拠した教育を主とするが、併せて次の3点について取り組み、特区としての実績の実現と研究開発を進めて行きたい。

**ディスカッション科（新設）** 自己の意見を的確に表現し、また他人の意見を聞き理解判断する能力を養うために「ディスカッション科」を新設する。最近の生

徒は自分の意見を持ち、他者に的確に伝えることが不得意であり、また他者の意見を素直に聞き、理解・判断することが極めて苦手である。そのためトラブルが起こりやすく、良い人間関係の醸成ができにくい。このような状況を打破し、各種の課題について「考える」「話し合う」「合意点を見付ける」「違いを理解し合う」などの訓練が極めて必要であると考え。そのため、この科での討論，協議，意見交換などを通して、将来は国内外の社会でオピニオンリーダーとなれる人材を育成したい。

この科では、ディスカッションの基礎的な知識を得るための実地調査，資料収集や研究体験なども取り入れ、学習指導要領による道徳や総合学習の内容もこの科の学習の中で取り扱う。学習形式としては次の3段階を実施する。

**・スピーチ** 自分とは考え方の違った他者に向かって自分の意見を述べるのを主眼とする。情報スピーチ，説得スピーチ，社交スピーチなどに習熟させる。スピーチに対する質問や意見から次段階のディスカッションへ進める。

**・ディスカッション** 主題に対して各種の立場から意見を出し合い、合意を形成したり、考えを一致させるための議論をする。ここでは、双方の主張を認め合い、合意形成で実行に移せるような協調的思考を中心とする。

**・ディベート** 一定の争点に対し、賛成・反対・審判の立場に立ち、論理的に議論をし、優劣の判定をする。論理的思考能力を養う学習として実施する。

学習課題は、「ディスカッション科」の学習に慣れない初期には日常に即した身近なものを取り上げ、習熟してからは抽象的なものへと進める。

また学年が進み、会話能力が身についてくれば 英語でのディスカッションにも習熟するようにし、国際社会で多様な人々と意思の疎通が図れる国際コミュニケーション能力をも育成していきたい。

**高水準の知的能力** 今後の高等教育に適応し、より一層の発展的学習や研究が

できるよう 国語・社会・数学・理科・英語の各科については教科書レベルの履習終了時期を早くし、履習終了後の時間を活用して学習内容の深化・発展を図るようにする。

各学年毎の履修終了時期は次の通りと考えている。

中学 1 年生	当該学年度の 1 月末
中学 2 年生	当該学年度の 11 月末
中学 3 年生	当該学年度の 9 月末
高校 1 年生	当該学年度の 7 月末
高校 2 年生	当該学年度の 5 月末
高校 3 年生	高校 2 年次の年度末

このため、各学年共、当該学年の履修が終了した段階からは、次学年の教科内容に入ることにし、高校 3 年次の 1 年間は 中・高 6 年間の総復習と内容の深化・発展に当てることとしている。

教材としては、各学年とも検定済教科書の中から学校の状況に合わせて採択したものを使用するのを原則とする。但し、各学年次の履修終了後は次学年の学習に入ることとなり、生徒の手元には教科書がないこととなるので、教員が次学年使用予定の教科書に準拠した自校製のプリント等および市販の参考書・問題集等により、授業を進めることとする。

授業に当っては生徒一人ひとりの個性を大切にし、個々の長所を伸ばし、短所を補うため「習熟度別授業」や「個別指導・個別面談」を多く取り入れるようにする。

また、情報を入手しそれが有効に活用できるよう、情報機器を多く配置し、活用手段・方法の習熟に努め、その能力向上を図る。

**英語教育** 英語でもコミュニケーションの取れる能力を養うために 次の教科においては、日本人教員と外国人教員との協力によって、授業では極力英語

を使うようにし、学習指導要領，教科書内容を踏まえた内容にしながら、英語に慣れ親しませる。

(教科)音楽・美術・保健体育・技術家庭・外国語(英語)・ディスカッション科

音楽，美術，保健体育，技術家庭，英語等の授業に当っては「できる限り英語を使って授業」をすることとしている。

## 7. 構造改革特別区域の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

国内外の社会で活躍できる，等を持つオピニオンリーダーとなれる人材を輩出する。

自己の意見を的確に表現し、また他人の意見を聞き理解する能力

日本語のみならず 英語でもコミュニケーションをとれる能力

将来的には、長期的・継続的にこうした人材が、当該地域のみならず、国内外で活躍する人材の増加は日本および国際社会の経済的，社会的発展のために貢献することが考えられる。

また、新設学校の生徒数(中学・高校設置時の総定員 480 名)の 20%の約 100 名程度は、地域に下宿生・寄宿生として定住するものと見込まれる。また家族で当該地域に移住するものや、教職員で地域に居住するものが見込まれ、その数は定員充足時で 20 家族程度と予想される。

そのため、町内に学校が開設されることによって、学校に通学する生徒やその保護者，学校訪問者などが地域に定着することによる、居住需要や日常生活のための需要，学校活動のための需要などが喚起されると共に 学校関係への就労機会が増加し、過疎化傾向にある当該地域の振興に貢献し、経済活性効果は大である。

## 8. 構造改革特別区域の事業の名称

- 構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)
- 学校設置会社による学校設置事業(816)
- 校地校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業(820)

**9. 構造改革特別区域において実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項**

町では、学校側の協力のもと 次のような計画も持っているので、これが地域に経済的社会的効果をもたらすものと考えられる。

□ 英会話指導

学校の外国人教員による 地域の幼児・小中高校生・一般住民に対する英会話指導。

16年4月より、学校の教室を利用して毎週定期的開催を予定。

□ コンピュータ指導

学校のコンピュータを活用しての地域の幼児・小中高校生・一般住民に対するコ

ンピュータ指導，情報活用指導。16年4月より、学校の設備を利用して毎週定期

的に開催を予定。

**別紙** 構造改革特別区域において実施し又は その実施を促進しようとする特定事業の内容，実施主体及び開始の日 並びに特定事業ごとの規制の特定措置の内容

別 紙（特定事業番号：802）

1. 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

~~学校法人朝日学園~~または株式会社朝日学園 によって設置される学校

3. 適用開始の日

認定を受けた日

4. 特定事業の内容

**事業に関する主体**

~~学校法人朝日学園~~または株式会社朝日学園

**設置位置** / 岡山県 御津郡 御津町 紙工（しとり）2590 番地

**設置時期** / 平成 16 年 4 月 1 日

**事業により実現される行為や整備される施設などの詳細**

中学校の開設 平成 16 年 4 月を予定している。~~「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」の認定後、直ちに中学校設置認可が受けられるよう手続きを進める。また、平成 15 年 10 月 1 日に「学校設置会社」による学校設置の特区認定申請についても併せて検討する。~~



上記手続きの進行と併せて、生徒募集・教育環境・教員採用等の開校に必要な準備を進める。中学校開設の3年後に高等学校を開設できるよう準備をする。

教育カリキュラム 別紙「教育課程編成表」の通りとし、「ディスカッション科の設置」「学習内容の早期履習と深化」「英語を使つての授業」を特色とする。

## 5. 当該規制の特例措置の内容

### 取組の期間

平成22年度に事業について評価・見直しを検討

### 教育課程の基準によらない部分

教育課程の基準によらない部分は下記の2点である。

(1)ディスカッション科の新設

(2)教科の履修速度の変更

- **ディスカッション科の新設** 最近の生徒は自分の意見を持ち、他者に的確に伝えることが不得意であり、また他者の意見を素直に聞き、理解・判断することが極めて苦手である。そのためトラブルが起こりやすく、良い人間関係の醸成ができていく。このような状況を打破し、各種の課題について「考える」「話し合う」「合意点を見付ける」「違いを理解し合う」などの訓練が極めて必要であると考える。

また、社会に出てから、特に国際社会において、これらの訓練の成果が会議・交渉などで役立つものと考え、初期は日本語で、高校卒業に近い時期には国際語である英語でのディスカッションができるように教育を進める。

この科の目的を明確にし、生徒・教員の双方が目的に到達する努力を重ねやすいよう「ディスカッション科」とし、「道徳」「総合学習」の時間をこの科に

振り当て、道徳・総合学習の内容もこの科で指導するようにした。「道徳」「総合学習」では、目標が不鮮明となり、この科のねらいが達成しにくくなることを恐れる故である。

#### ○ ディスカッション科についての説明

この科では、自分の意見を的確に発表する音声言語表現能力と、相手の意見を正確に聞き取り、更に新しい考えを発見する聴解能力および双方の立場を理解した上での合意形成をはかる調整能力などを育成したい。

そのため、学習形式としては「スピーチ」「ディスカッション」「ディベート」と進める。また内容的には「課題把握」「調査研究」「発表討論」「評価反省」と進めるのを原則とする。このための学習課題は「日常生活に即した身近なもの」から「抽象的なもの」へと進める。

#### 学習形式

・**スピーチ** 自分とは考え方の違った他者に向かって自分の意見を述べるのを主眼とする。情報スピーチ，説得スピーチ，社交スピーチなどに習熟させる。スピーチに対する質問や意見から次段階のディスカッションへ進める。

・**ディスカッション** 主題に対して各種の立場から意見を出し合い、合意を形成したり、考えを一致させるための議論をする。ここでは、双方の主張を認め合い、合意形成で実行に移せるような協調的思考を中心とする。

・**ディベート** 一定の争点に対し、賛成・反対・審判の立場に立ち、論理的に議論をし、優劣の判定をする。論理的思考能力を養う学習として実施する。

#### 学習内容

・**課題把握** 生徒から、教師から出てきた課題について説明や講義などにより、課題を的確に把握させる。

・**調査研究** 課題について、現場調査をする，図書館等で調べる，

広く意見を聞く，実験するなどの手順を経て実態を把握・研究する。

**発表討論** 調査研究した内容についてお互いに発表をし、その発表についての討論をすることで合意の形成（ディスカッション）あるいは議論の判定（ディベート）をする。

**反省評価** 課題について、あるいはプロセスについての反省あるいは評価をし、課題から得たものを知ると共に次課題への向上材料とする。

### 学習課題

学習課題は、「ディスカッション科」の学習に慣れない初期には日常に即した身近なものを取り上げ、習熟してからは抽象的なものへと進める。例えば次のようなものが考えられる。

- ・制服の着用について
- ・宿題は必要か
- ・通学途上のマナー
- ・世界の中の日本人
- ・税金の公平性
- ・脳死は人の死か

本科においては常に と進めるのではなく、課題や内容によっては形式を変更することもある。また学年が進行すれば 英語でのディスカッション等にも取り組むこととする。

### 担当教員

ディスカッション科については、教務主任（国語）を中心とし、校長以下の全教員が協力して教科を担当し、相応の成果が挙がるようにする。

- **教科の履修速度の変更** 国語・社会・数学・理科・英語については 学年の配当より履修終了時期を早くし、履修終了後の時間を活用して 学習内容の深化・発展を図り、現行学習指導要領よりも一層高度な学習ができるようにする。

#### ○ 教科の履修速度と教材についての説明

国語・社会・数学・理科・英語については、学習指導要領の示すところより

履修時間数を多くしているため 履修速度が早くなり、各学年配当内容の履修終了時期が早期になる。

各学年毎の履修終了時期は次の通りと考えている。

中学 1 年生	当該学年度の 1 月末
中学 2 年生	当該学年度の 11 月末
中学 3 年生	当該学年度の 9 月末
高校 1 年生	当該学年度の 7 月末
高校 2 年生	当該学年度の 5 月末
高校 3 年生	高校 2 年次の年度末

このため、各学年共、当該学年の履修が終了した段階からは、次学年の教科内容に入ることとし、高校 3 年次の 1 年間は 中・高 6 年間の総復習と内容の深化・発展に当てることとしている。

教材としては、各学年とも検定済教科書の中から学校の状況に合わせて採択したものを使用するのを原則とする。但し、各学年次の履修終了後は次学年の学習に入ることとなり、生徒の手元には教科書がないこととなるので、教員が次学年使用予定の教科書に準拠した自校製のプリント等および市販の参考書・問題集等により、授業を進めることとする。

### 計画初年度の教育課程の内容等

計画初年度は、中学 1 年生のみを 80 名（40 名×2 クラス）募集し、別紙の教育課程にしたがって授業を行う。授業内容は学習指導要領の定めた内容を最低確保基準とし、3 学期には 2 年生の内容にも学習が進められるようにする。特に英語の習熟やディスカッションについては 他の学校の研究や参考になるよう積極的に取り組む。

これらの計画を進めるため 平日は 7 時限の授業をすると共に 第 1・3・5 の土曜日も授業日として設定する。これにより年間の授業時間は公立中学校の場合の 1.43 倍

が確保される。

**本計画と憲法、教育基本法、学校教育法に示す学校教育の目標との関係について**

本計画では、通常の場合より授業に英語を使用する場面が多くなるが、全体の授業時間が多いため国語に割く時間も通常の場合より多くなって、国語力の習得への心配はない。

またディスカッション科で「世界の中の日本」「日本人としての意識」などについて十分な議論をしていくので憲法や教育基本法あるいは学校教育法の示す教育目標との乖離は考えられない。

学習内容や到達度のチェックに当たっては、定期的に全国規模の模擬試験を受けさせ、万一問題のある場合には速やかに必要な措置を講ずる。

## 教職員配置計画表

朝日学園

種 別	中 学 校	高等学校	備 考	初年度教職員数
校 長	1		中学高校兼務	1
教 頭	1	1		
国 語	2 (1)	2 (1)		1 (1)
社 会	1 (1)	2	教 員 は 中 学 校・高等学校の 双方で授業を 受け持つこと を原則とする	1
数 学	2 (1)	2 (1)		1 (1)
理 科	1 (1)	2 (1)		1
音楽・美術	(2)	(1)		(2)
保健体育	1 (1)	1 (1)		1
技術家庭	(2)	(1)		(2)
英 語	2 (1)	2 (1)		1 (1)
ディスカッション	1 (3)	1 (3)		1 (3)
司 書	1		中学高校兼務	(1)
養 護	1		中学高校兼務	1
事 務	1 (1)	1 (1)		1 (1)
技 師	1 (5)	1 (5)		1 (1)
合 計	16 (19)	15 (16)		11 (13)

註 1 . 中学校・高等学校とも各学年の生徒数は、1 学級 40 名×2 学級 = 80 名，中高全体で 480 名を予定している。

2 . ( ) 内の数は、非常勤（兼務）の教職員の数である。非常勤（兼務）の教職員は 朝日塾小学校（教員 40 名，職員 15 名）からの兼務配置を中心とする。

中

# 教育課程編成表

朝日塾中学校

学校教育目標	「個性を伸ばす教育」	指導の重点	・個性化 一人ひとりの生徒を大切に、個々の長所を伸ばす教育、高水準の教科教育を実施する。
			・国際化 将来の国際社会で活躍できる人材を育成する。その一助として多くの機会を準備して英語に習熟させる。
			・情報化 情報を入手し、活用できるよう、その手段・方法・交換・検討などの能力を身につけさせる。

		朝日塾中学校			学習指導要領			1日の時程表		学校の教育活動の特色
		年間授業日数						(通常)		ディスカッション科の設置 自分の意見を持ち、他人に的確に伝えることや他人の意見を聞き、理解・判断することに習熟し、将来国内外の社会でオピニオンリーダーとなれる人材を育成するため、討論・協議・意見交換などをする「ディスカッション科」を設置する。 この科では、ディスカッションの基礎知識となる実地調査や研究体験なども取り入れ、学習指導要領による「道徳」「総合学習」の内容もこの科で取り扱う。学年が進めば、簡単な英語でのディスカッションに取り組む。
		年 38 週			年 35 週以上					
学年		1	2	3	1	2	3			
日数		213	213	209						
年間授業日数 ( ) 内は週当たり時数										
区分	学年	1	2	3	1	2	3			
必修教科	国語	190(5)	190(5)	186(5)	140(4)	105(3)	105(3)	8:30	職員朝礼	学習内容の早期履修と深化 国語・社会・数学・理科・英語については、教科書レベルの履修終了時期を早くし、3 学年の途中からは書く学年の学習内容の深化・発展を図ると共に高等学校の内容にも踏み込むようにする。 英語を使つての授業 音楽・美術・保健体育・技術家庭および外国語(英語)の授業にあたっては、日本人教員と外国人教員の協力によって、授業には極力英語を使うようにし、学習指導要領、教科書内容を踏まえた内容にしながら英語に慣れ親しませる。  (学習指導要領による「選択教科」の時間は必修教科の時間内に取り込み、習熟度別授業を多く取り入れるようにする。)
	社会	152(4)	152(4)	186(4)	105(3)	105(3)	85(2.5)	9:10	学級の時間	
	数学	190(5)	190(5)	186(5)	105(3)	105(3)	105(3)	9:20	1 校目	
	理科	190(5)	190(5)	186(5)	105(3)	105(3)	105(3)	10:10	2 校目	
	音楽	57(1.5)	57(1.5)	37(1)	45(1.5)	35(1)	35(1)	11:00	休憩	
	美術	57(1.5)	57(1.5)	37(1)	45(1.5)	35(1)	35(1)	11:15	3 校目	
	保健体育	114(3)	114(3)	111(3)	90(2.5)	90(2.5)	90(2.5)	12:05	4 校目	
	技術・家庭	76(2)	76(2)	74(2)	70(2)	70(2)	35(1)	12:55	昼食・休憩	
	外国語	190(5)	190(5)	186(5)	105(3)	105(3)	105(3)	13:45	5 校目	
ディスカッション	114(3)	114(3)	111(3)	-	-	-	14:35	6 校目		
道徳	-	-	-	35(1)	35(1)	35(1)	15:25	休憩		
特別活動	95(2.5)	95(2.5)	93(2.5)	35(1)	35(1)	35(1)	15:40	7 校目		
選択教科	-	-	-	0~30	50~85	105~165	16:30	清掃		
総合学習	-	-	-	70~100	70~105	70~130	16:45	学級の時間		
総授業時数	1,406	1,406	1,383	980	980	980	16:55	下校		
								17:00	土曜日は 4 校時の後は軽食・清掃・学級・下校とする。 第 2・第 4 土曜日は休日とする。	

- (備考) 1. この表の 1 単位時間は 50 分とする。  
 2. 特別活動の授業数は、学級活動および朝日塾中学校では 地域活動に充てるものとする。  
 3. 朝日塾中学校では、第 1・3・5 土曜日は 4 校時の授業を実施し、第 2・4 土曜日は休日とする。  
 4. 朝日塾中学校の年間総授業時間数は、学校教育法施行規則に定める年間総授業時数の標準の 1.43 倍となるが、これは 1 日に 7 校時の授業をすることと、土曜日を全休としないことによる。

## 高

## 教育課程編成表

朝日塾高等学校

学校教育目標	「個性を伸ばす教育」		指導の重点	・個性化 一人ひとりの生徒を大切に、個々の長所を伸ばす教育、高水準の教科教育を実施する。 ・国際化 将来の国際社会で活躍できる人材を育成する。その一助として多くの機会を準備して英語に習熟させる。 ・情報化 情報を入手し、活用できるよう、その手段・方法・交換・検討などの能力を身につけさせる。										
朝日塾高等学校							3年間合計履修単位数(普通科)		1日の時程表		学校の教育活動の特色			
年間授業日数									(通常)		ディスカッション科の設置 自分の意見を持ち、他人に的確に伝えることや他人の意見を聞き、理解・判断することに習熟し、将来国内外の社会でオピニオンリーダーとなれる人材を育成するため、討論・協議・意見交換などをする「ディスカッション科」を設置する。 この科では、ディスカッションの基礎知識となる実地調査や研究体験なども取り入れ、中学校からの6年間を通して日本語のみならず、英語でディスカッションできるようにする。  学習内容の早期履修と深化 国語・社会・数学・理科・英語については、中学校の3年から高等学校内容に踏み込んでいるので、高校2年終了時には学習指導要領の内容を終了し、高校3年では内容の深化と、英語を使つての各教科学習に取り組む。  英語を使つての授業 芸術・保健体育・家庭および外国語(英語)の授業にあたっては、日本人教員と外国人教員の協力によって、授業には極力英語を使うようにし、学習指導要領、教科書内容を踏まえた内容にしながら英語に習熟させる。  朝日塾中学校での教育に引き続くものとして、全領域について「中高一貫教育」に取り組む。			
学年	1	2	3					8:30		職員朝礼				
日数	213	213	209					9:10		学級の時間				
授業時数の配当									9:20				1校目	
区分	1	2	3					10:10		2校目				
		文系	理系	文系	理系			11:00		休憩				
必修教科	国語	190(5)	228(6)	190(5)	259(7)	186(4)	14~18	2~4	11:15				3校目	
	地理歴史	76(2)	228(6)	152(4)	372(8)	186(4)	10~16	4~8	12:05				4校目	
	公民	76(2)	-	-	-	-	2	2	12:55				昼食・休憩	
	数学	190(5)	190(5)	228(6)	185(5)	372(8)	15~19	2~3	13:45				5校目	
	理科	190(5)	114(3)	190(5)	111(3)	259(7)	11~17	4~5	14:35		6校目			
	保健体育	114(3)	114(3)	114(3)	111(3)	111(3)	9	9~10	15:25		休憩			
	芸術	76(2)	-	-	-	-	2	2	15:40		7校目			
	外国語	228(6)	266(7)	266(7)	259(7)	259(7)	20	2~4	16:30		清掃			
	家庭	76(2)	-	-	-	-	2	14~18	16:45		学級の時間			
	情報	-	76(2)	76(2)	-	-	2	2	16:55		下校			
選択教科	ディスカッション	114(3)	114(3)	114(3)	76(2)	76(2)	8	-	17:00		土曜日は4校時の後は軽食・清掃・学級・下校とする。 第2・第4土曜日は休日とする。			
	選択教科	-	-	-	-	-	-	必須時間						
特別活動	学級活動	38(1)	38(1)	38(1)	37(1)	37(1)	3	3						
	生徒会学校行事	38(1)	38(1)	38(1)	37(1)	37(1)	3	必須時間						
総合学習	-	-	-	-	-	-	-	3~6						
総授業時数	1,406(37)	1,406(37)	1,406(37)	1,383(37)	1,383(37)	111	74以上							

(備考) 1. この表の1単位時間は50分とする。

2. 学習指導要領では、週30単位時間×年35週=年間1,050単位時間を標準としているが、朝日塾高等学校では週37時間×年38週=年間1,406時間を予定している(3年生は年37週)。

3. 朝日塾高等学校では、第1・3・5土曜日は4校時の授業を実施し、第2・4土曜日は休日とする。



別 紙（特定事業番号：816）

1. 特定事業の名称

816 学校設置会社による学校設置事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社朝日学園 によって設置される学校

3. 適用開始の日

認定を受けた日

4. 特定事業の内容

**事業に関する主体**

株式会社朝日学園

**設置位置** / 岡山県 御津郡 御津町 紙工（しとり）2590 番地

**設置時期** / 平成 16 年 4 月 1 日

**事業により実現される行為や整備される施設などの詳細**

中学校の開設 平成 16 年 4 月を予定している。中学校設置認可手続きの進行と併せて、生徒募集・教育環境・教員採用等の開校に必要な準備を進める。 中学校開設の 3 年後に高等学校を開設できるよう準備をする。

教育カリキュラム 「ディスカッション科の設置」「学習内容の早期履習と深化」「英語を使  
っての授業」を特色とする。

## 5. 当該規制の特例措置の内容

### 御津町に存在する教育上の特別なニーズ

御津町では、中学校開設は平成 16 年度、高等学校開設は平成 19 年度を予定し、学校設置に  
取り組むこととしているが、過疎に悩む当町では、この学校の設置によって、町の地域経済活  
性化の中心課題の一つである「高度な教育を実施しての教育的刺激」「有能な人材の育成・確  
保を核とした地域経済の振興活性化」「外国語教育とその能力伸長による国際社会に生きる人  
材の育成」などが目指せ、地域に寄与貢献することとなるものと考えている。

御津町は、かつては教育に熱心な地域として知られ、教育先進地といわれていたが、昨今で  
は少子化による小中学校の統合や県立高校の統合計画などで教育環境の整った地域への転出  
など教育の低迷化が心配されている。また過疎化傾向で労働者の確保が困難であることなど  
から新規の産業立地などが少ない。

地域の振興や経済の活性化のためには教育環境の改善、地域を担う人材の育成、経済の停滞  
から刺激活性化への方策が是非とも必要な状況である。

また町内から他地域へ進学・就職する若者の中には、国内の都市部への進学・就職のみなら  
ず、海外を視野に入れている若者も少なくない。しかし現状では、町内で外国人と接触したり  
外国語を習得する機会は極めて少ないといえる。

以上のような事情を考慮するとき、御津町が目指す教育プログラムを実現する為には、提案  
者である株式会社朝日学園の提案が最も望ましいものであり、また短時間で、かつ町の趣旨を  
余すことなく反映できるよう、町がイニシアティブをとって学校が設置できるため、「学校設  
置会社による学校設置事業」の特例により学校を設置することが適切であると判断した。

## 株式会社朝日学園の設置する学校が適切であると認めた理由等

株式会社朝日学園は、当町の特別なニーズを理解し、それに合致する教育を実行することが可能であり、それが適切かつ効果的であると下記の各理由から判断したので当該学校設置会社による学校を設置することとしたい。

### (1) 一定の要件

資産要件としての学校の校地・校舎については、廃校となった町立小学校を適正な対価で有償貸与することとし、平成 15 年 9 月 28 日に町議会の承認も得ている。また今回「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業(820)」として認定の申請をしている。その他に必要な運営財産については資本金(5,000 万円・払込済)により準備できるものと判断している。

学校を経営する役員については、代表役員は過去 23 年間に涉り 学校法人朝日学園の役員として朝日塾幼稚園・朝日塾小学校の経営に直接携わっており、十分な知識と経験があるものと判断できる。

また、当該役員は岡山県や岡山市の私立幼稚園団体の幹部であり、奉仕団体たるライオンズクラブでも会長・ゾーンチェアマン等を歴任しているので社会的信望があるものと認められる。

### (2) 情報公開

当該会社は、学校設置会社が備えるべき書類(貸借対照表, 損益計算書, 営業報告書) 業務状況書類を株式会社朝日学園が設置する学校(御津町紙工)において、書類作成中の期間を除いて公開することとしている。これらの書類は毎年度末現在で作成され、6 月 20 日以降は公開が可能となる。

また学校の内部・授業の様子等は、学校を公開する際の一定の安全対策(受付での確認等)を講じた上で、常に公開すると共に定期的にオープンスクール(月 1 回)等を実施して一般に公開し、また、ホームページ等を活用して本校に関する情報を公開

する。

(3) 地方公共団体による評価

御津町は町独自の私立学校審議会を設置するが、この審議会では最低年一回の私立学校評価を書類面および実地面で実施することとしており、経営面と教育面を含んだ評価の内容は、広く社会一般に公表することとしている。

(4) セーフティネット

学校の経営破綻等が生じた場合のセーフティネットについては、認可者である町長の責任で実施することとしている。その方法としては、生徒が転入学を希望する学校や近隣の学校を参集して対策会議を町長が主催し、町立中学校への受入れを図るとともに、近隣学校に対し受入れ協力、試験等の入学条件の調整、入学一時金等の配慮を要請する。町教育委員会に本件についての専任担当者を置き、転入学対象校に関する情報を収集すると共に転入学希望の聴取や相談あるいは、転入学の斡旋を実施する。

(5) 審議会

御津町では、町独自の私学審議会を設置し、行政の適正性、公正性、専門性を確保するようにする。その委員構成は私学関係者を幼・小・中高から3名、町議会から1名、教育関係有識者2名の計6名としている。

この御津町審議会は平成15年10月15日に第1回の会合が開催する予定となっており、引き続いて「特区の変更の認定」があり次第、第2回の会合を開いて学校の設置認可を審議することとしている。学校の設置を認めた場合は、直ちに生徒募集に入ることとなる。

別 紙（特定事業番号：820）

1. 特定事業の名称

820 校地校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社朝日学園 によって設置される学校

3. 適用開始の日

認定を受けた日

4. 特定事業の内容

**事業に関する主体**

株式会社朝日学園

**設置位置** / 岡山県 御津郡 御津町 紙工（しとり）2590 番地

**設置時期** / 平成 16 年 4 月 1 日

**事業により実現される行為や整備される施設などの詳細**

中学校の開設 平成 16 年 4 月を予定している。中学校設置認可手続きの進行と併せて、生徒募集・教育環境・教員採用等の開校に必要な準備を進める。 中学校開設の 3 年後に高

等学校を開設できるよう準備をする。

教育カリキュラム 「ディスカッション科の設置」「学習内容の早期履習と深化」「英語を使  
っての授業」を特色とする。

## 5. 当該規制の特例措置の内容

### 御津町に存在する教育上の特別なニーズ

御津町では、中学校開設は平成 16 年度、高等学校開設は平成 19 年度を予定し、学校設置に  
取り組むこととしているが、過疎に悩む当町では、この学校の設置によって、町の地域経済活  
性化の中心課題の一つである「高度な教育を実施しての教育的刺激」「有能な人材の育成・確  
保を核とした地域経済の振興活性化」「外国語教育とその能力伸長による国際社会に生きる人  
材の育成」などが目指せ、地域に寄与貢献することとなるものと考えている。

御津町は、かつては教育に熱心な地域として知られ、教育先進地といわれていたが、昨今で  
は少子化による小中学校の統合や県立高校の統合計画などで教育環境の整った地域への転出  
など教育の低迷化が心配されている。また過疎化傾向で 労働者の確保が困難であることなど  
から新規の産業立地などが少ない。

地域の振興や経済の活性化のためには教育環境の改善、地域を担う人材の育成、経済の停滞  
から刺激活性化への方策が是非とも必要な状況である。

また町内から他地域へ進学・就職する若者の中には、国内の都市部への進学・就職のみなら  
ず、海外を視野に入れている若者も少なくない。しかし現状では、町内で外国人と接触したり  
外国語を習得する機会は極めて少ないといえる。

以上のような事情から、学校設置会社による学校を早急に設置し、地域の振興・経済の活性  
化を図りたい。

学校の早急な設置のために、本町内にある廃校となった町立小学校の校地校舎を貸与するこ

ととしたい。

### **校地校舎を自己所有しない理由**

御津町は平成 13 年 3 月に町立承芳小学校を児童減のため廃校とした。この廃校跡地の活用について町および地域住民等で協議を重ねてきた結果、今回の特区による学校設置会社経営の私立中学校を誘致することとなり、町有財産である校地校舎を適正な対価で有償貸与することになった。この有償貸与については町議会も平成 15 年 9 月 26 日承認可決している。

本件の校地校舎は町の公有財産であり、町民全員の財産であるとも言える。また建築（平成 4 年）後、日が浅いのでこのまま校舎を使用しないままで朽ち果てさせるのは忍び難い。一方、他の活用方法も種々協議したが改造費・利用人数の面等から有効な方法は見当たらなかった。

以上のような理由から、本件の校地校舎を学校設置会社の自己所有とせず、町の財産として保有したまま有償貸与することとしたい。

なお、貸与期間は 20 年としているが、更新も予定しており当該学校設置会社に長期間に涉り使用させる見込みであるので、学校の継続性や安定性については問題がないと町では判断している。